（犯罪捜査共助規則の一部改正）

第二条　犯罪捜査共助規則（昭和三十二年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（共助の依頼） **第４条**　都道府県警察等は、当該都道府県警察等が行う犯罪の捜査に関し、他の都道府県警察等に対し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し又は取調べ、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。）その他の証拠物の手配、押収（電磁的記録提供命令（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第102条の２第１項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下この項において同じ。）（同条第１項第１号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索又は検証、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、参考人の呼出し又は取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。 ［２～４　略］ （指名手配の種別） **第８条**　［１～３　略］ ４　第２種手配があつた被疑者を逮捕した都道府県警察等は、手配をした都道府県警察等が遠隔であるため、通常の方法による身柄の引取りを待つこととした場合に、明らかに刑事訴訟法第203条の規定による時間の制限を超えることとなると認められるときには、これを第１種手配として取り扱うことができる。この場合において、その旨を速やかに手配をした都道府県警察等に通告するものとする。	（共助の依頼） **第４条**　都道府県警察等は、当該都道府県警察等が行う犯罪の捜査に関し、他の都道府県警察等に対し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し若しくは取調べ、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。）その他の証拠物の手配、押収、捜索若しくは検証、参考人の呼出し若しくは取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。 ［２～４　同左］ （指名手配の種別） **第８条**　［１～３　同左］ ４　第２種手配があつた被疑者を逮捕した都道府県警察等は、手配をした都道府県警察等が遠隔であるため、通常の方法による身柄の引取りを待つこととした場合に、明らかに刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第203条の規定による時間の制限を超えることとなると認められるときには、これを第１種手配として取り扱うことができる。この場合において、その旨を速やかに手配をした都道府県警察等に通告するものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国際捜査共助等に関する法律に関する書式例の一部改正）

第三条　国際捜査共助等に関する法律に関する書式例（昭和五十五年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
国際捜査共助等に関する法律に規定する処分及び調査のための措置に関して作成する書類は、別記様式第１号から第35号までによるものとする。 別記様式 目次 ［様式第１号～様式第７号　略］ 様式第８号　電磁的記録保管調書 様式第９号　任意電磁的記録提供書 様式第10号　押収品等目録 様式第11号　押収品等目録提供書 様式第12号～様式第16号　［略］ 様式第17号　電磁的記録提供命令許可状請求書 様式第18号・様式第19号　［略］ 様式第20号　電磁的記録提供命令調書 様式第21号　秘密保持命令取消書 様式第22号～様式第35号　［略］	国際捜査共助等に関する法律に規定する処分及び調査のための措置に関して作成する書類は、別記様式第１号から第32号までによるものとする。 別記様式 目次 ［様式第１号～様式第７号　同左］ 様式第８号　押収品目録 様式第９号　押収品目録交付書 様式第10号～様式第14号　［同左］ 様式第15号　記録命令付差押許可状請求書 様式第16号・様式第17号　［同左］ 様式第18号　記録命令付差押調書 様式第19号～様式第32号　［同左］